

入浴施設の衛生管理の手引き



厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究

入浴施設の衛生管理の手引き

厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業

「公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の
衛生管理手法のための研究」

入浴施設の衛生管理の手引き

はじめに

入浴施設の衛生管理は、現行の「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」並びに「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」といった技術的助言を参考にして行われています。これらを基にした具体的な管理をわかりやすく解説するとともに実践的方法を紹介することを目的として本手引きを作成しました。自治体が行う衛生管理指導や入浴施設での日常の衛生管理において参照できる資料となることを目指しています。本手引きは厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法のための研究」の研究活動の一環として作成しています。記載している具体的な管理方法は提案であり、規定するものではありません。

この手引きは、入浴施設でのレジオネラ属菌の増殖を抑え、それにより患者の発生を防ぐことを目的とした衛生管理に主体を置いており、総合衛生管理プログラムと一般衛生管理の2部構成になっています。総合衛生管理プログラムでは、入浴施設においてレジオネラ属菌の増殖・定着を防ぎ、これによりレジオネラ症患者の発生を予防するための衛生管理体制を構築するのに参考となる事項を示しています。一般衛生管理は、入浴施設の設備等の衛生管理の実際の内容を具体的に示しています。

目次

I. 総合衛生管理プログラム	1
I-1. 総合衛生管理プログラムとは	1
I-2. 計画(Plan)：総合衛生管理プログラムの作成	3
1) チームの編成	3
2) 施設・設備の確認	7
3) レジオネラ属菌が増殖、拡散しうる設備・箇所の特定	10
4) 重点的に衛生管理を実施する場所とモニタリング法の決定・確認	13
5) 設定値等を外れた際の対策の決定	17
6) 総合衛生管理プログラムの運用状況と効果の確認方法の決定	21
7) 総合衛生管理プログラムの運用計画の作成	23
I-3. 実行(Do)：総合衛生管理プログラムの実施	24
I-4. 評価(Check)：総合衛生管理プログラムの判定・評価	24
I-5. 改善(Action)：判定・評価に基づく総合衛生管理プログラムの修正・改善	25
I-6. 総合衛生管理プログラムの運用計画の修正	25
参考資料	26
II. 一般衛生管理	27
II-1. 全般	27
II-2. 貯湯槽	29
II-3. 補給配管	32
II-4. 湯口	33
II-5. 浴槽	35
II-6. 循環配管	40
II-7. ろ過器	43
II-8. 集毛器	46
II-9. 熱交換器	46
II-10. 消毒装置	47
II-11. 気泡発生装置等	47
II-12. 水位計及び水位計配管	49
II-13. 連通管	50
II-14. オーバーフロー回収槽	51
II-15. 調節箱	53

II-16. シャワー、打たせ湯	-----	54
II-17. 原水、原湯の管理	-----	56
II-18. 上がり用湯、上がり用水の管理	-----	56
II-19. 排水	-----	57